

改正後	現行
<p>第五 三 ユニット型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) ④ 療養室（第一号イ） ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニット型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室 一の療養室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p>	<p>第五 三 ユニット型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) ④ 療養室（第一号イ） ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニット型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室 一の療養室の床面積は、一三・二平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とするのが原則であるが、平成十七年十月一日に、現存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前記の趣旨を損なわれない範囲で、一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。</p> <p>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として、ユニット型個室 b ユニット型個室 ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養</p>

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として
いることについては、二一・三平方メートル以上とするこ
とが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護
老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニット
を造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的な制約など特
別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると
認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二
一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣
旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室が^aの要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室が^aの要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。